

ご協力をお願い

## 賃金統計調査を実施します

厚生労働省及び富山労働局では、賃金に係る次の統計調査を実施します。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い致します。

### ○最低賃金に関する基礎調査

最低賃金審議会における最低賃金改正の審議に資するよう、労働者の賃金の実態等を把握することを目的として、毎年6月分の賃金(見込み額)の状況を調査しています。

#### 調査の概要

- 1 調査の目的  
中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的としています。
- 2 調査の根拠法令  
統計法に基づく一般統計調査
- 3 調査の対象  
日本標準産業分類(平成25年10月改定)に1に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、(ア)及び(イ)の産業については常用労働者100人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している事業所。  
(ア) 製造業(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業 (ウ) 卸売業、小売業(エ) 学術研究、専門・技術サービス業(オ) 宿泊業、飲食サービス業(カ) 生活関連サービス業、娯楽業(キ) 医療、福祉(ク) サービス業(他に分類されないもの)
- 4 調査事項
  - (1) 事業所に関する事項
    - イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔当年6月1日現在〕
    - ロ 法人番号
    - ハ 事業所の労働者数、〔当年6月1日現在〕
  - (2) 労働者に関する事項
    - イ 性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容〔当年6月1日現在〕
    - ロ 賃金形態〔当年6月分〕
    - ハ 基本給額〔当年6月分(見込額)〕
    - ニ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当〔当年6月分(各見込額)〕
    - ホ 月間所定労働日数〔当年6月分〕
    - ヘ 1日の所定労働時間数〔当年6月分〕
- 5 調査の時期  
毎年5月上旬～6月上旬
- 6 調査の方法  
(配布)民間事業者から報告者あて郵送により調査票を配布します。  
(回収)次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行います。
  - ① 記入済み調査票を民間事業者あて郵送する方式
  - ② インターネットを利用したオンライン報告方式(政府統計共同利用システムを利用する。)

#### 【問合せ先】

最低賃金に関する基礎調査コールセンター：0120-921-774  
(9時00分～17時00分(土日祝日を除く))

#### 【詳しくはこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/97-1.html>



## ○賃金構造基本統計調査

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年6月（一部は前年1年間）の状況を調査している調査です。

調査結果は民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、労災保険の年金額の算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。

### 調査の概要

- 1 調査の目的  
この調査は、統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別に明らかにするものです。
- 2 調査の根拠法令  
統計法による基幹統計であり、賃金構造基本統計調査規則(昭和39年4月労働省令第8号)に基づいて実施された調査です。
- 3 調査の対象
  - (1)地域  
日本全国
  - (2)産業  
日本標準産業分類に基づく16大産業[鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]
  - (3)事業所  
5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とします。
- 4 調査事項
  - (1)事業所に係る事項  
事業所の名称及び所在地並びに法人番号、主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数
  - (2)労働者に係る事項  
性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、さまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格
- 5 調査の時期  
調査年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について同年7月に調査を行います。
- 6 調査の方法
  - (1)調査組織  
ア 一括調査企業に属する調査事業所  
(ア)調査票の配布 厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者  
(イ)調査票の回収 (オンライン調査以外) 厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者  
(オンライン調査) 厚生労働省 - 報告者  
イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所  
(ア)調査票の配布 厚生労働省 - 報告者  
(イ)調査票の回収 (オンライン調査以外) 厚生労働省 - 都道府県労働局 - (労働基準監督署) - (調査員・職員) - 報告者  
(オンライン調査) 厚生労働省 - 報告者

### 【問合せ先】

富山労働局監督課:076-432-2730

### 【詳しくはこちら】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>



ご回答いただいた内容について、お尋ねする場合があります。

その際、携帯電話から連絡させていただく場合がありますのでご承知おきください。